

資料 2-1

令和2年度当初予算調製方針

1 財政状況

- (1) 本県の財政状況は、公債費や人件費の抑制など財政健全化の取組を進めてきた結果、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に掲げる県債残高や、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に掲げる経常収支適正度の目標を達成するなど、成果が着実に現れてきています。
- (2) 令和2年度当初予算に向けては、歳入面では、一般財源収入総額の大幅な伸びが見込めない中、通商問題を巡る緊張の増大が本県経済に与える影響に注意する必要があるとともに、歳出面では、社会保障関係経費が引き続き増加することや公債費においても高い水準で推移しているなど、本県財政は予断を許さない状況にあります。
- (3) また、総務省が令和元年8月30日に発表した「令和2年度の地方財政の課題」では、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とされていますが、地方の安定的な行財政運営に必要な地方一般財源総額の確保については、年末の令和2年度地方財政対策の決着に向けて、引き続き注視していく必要があります。

2 当初予算調製の基本的な考え方

- (1) 令和2年度は、現在策定を進めている「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」（以下、「第三次行動計画」という。）のスタートの年となります。第三次行動計画の4年間においては、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の社会像を、改めて「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」ととらえた上で、「令和」の時代に留意すべき新しい概念である「Society 5.0」と「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点を取り入れて、その実現をめざすこととしています。

一方、行財政運営では、現行の「第二次三重県行財政改革取組」の成果と検証をふまえた次期の行財政改革の取組に着手し、歳出・歳入両面による取組を継続しながら、経常収支の適正化や県債残高の抑制につとめることとしています。

令和2年度当初予算については、これらの理念や取組の方向性を基本方針とし、「令和2年度三重県経営方針（案）」をふまえ、編成を行います。

また、社会経済情勢の変化や緊急課題にも的確に対応します。

(2) 県民の皆さんにとって必要な行政サービスを機動的に提供するため、裁量的な政策経費については、前年度と同程度の水準を維持できるよう、必要な対応を行います。

また、事業の質的向上や限られた資源の有効活用を図るため、県民の皆さんなどによる行政にはない新たな発想を幅広く事業に取り入れることをめざして、令和2年度から県民参加型予算を導入します。

(3) 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営に向けて、令和2年度においても、引き続き県債発行の抑制に努め、県債残高を減少させていきます。

(4) 「令和2年度三重県経営方針（案）」における「重点取組の考え方」に基づく取組についても、必要な予算上の対応を行います。

(5) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じて、所要の対応を行っていきます。

令和2年度当初予算編成を取り巻く情勢

1 国の動向

(1) 令和2年度の地方財政の課題（総務省 R元. 8. 30）

「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」などとしている。

(2) 令和2年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】（総務省資料より抜粋）

	R元	R2
一般財源総額（交付団体ベース）	60.7兆円→61.7兆円（1.0兆円、1.7%の増）	
うち地方税	40.2兆円→41.0兆円（0.8兆円、2.1%の増）	
地方交付税	16.2兆円→16.8兆円（0.6兆円、4.0%の増）	
臨時財政対策債	3.3兆円→3.4兆円（0.1兆円、3.2%の増）	

2 本県の財政状況

(1) 一般財源収入の推移

(単位：億円)

	H27	H28	H29	H30	R元
地方税	2,474	2,424	2,463	2,659	2,646
地方譲与税	333	285	293	327	333
地方交付税	1,352	1,409	1,393	1,379	1,295
臨時財政対策債	485	401	421	396	324
その他	684	617	639	682	726
計	5,328	5,136	5,209	5,443	5,324

※H27～29年度は決算額、H30年度は決算見込額、R元年度は6月補正後予算額。

※その他は、「地方消費税清算金」「地方特例交付金」「交通安全対策特別交付金」。

(2) 財政調整のための基金残高の推移

(単位：億円)

9月補正後 (9月末現在) 残高	H27	H28	H29	H30	R元
146	47	31	44	52	

(3) 主な財政指標の推移

(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	H30 (速報値)
経常収支比率	95.8(38)	97.9(45)	99.8(46)	98.0(43)	95.1
実質公債費比率	14.7(30)	14.4(31)	14.3(36)	14.2(38)	14.2

※（ ）内は、数値が低い方から数えた全国順位。また、平成30年度は速報値であり、今後数値が変動する場合があります。

※ 経常収支比率とは、県税、普通交付税など、毎年度経常的に収入されるもので、地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充てられた財源の占める割合のことで、率が高いほど財政の弾力性が低いことを示しています。

※ 実質公債費比率とは、県税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税で措置されるものを除く）に充てられたものの占める割合のことで、当該年度の公債費負担の大きさを示しています。

3 令和2年度当初予算要求基準等について（一般財源ベース）

(1) 歳入の見込（現時点）

(単位：億円)

		R元当初予算 (6月補正後)	R2見込み
県税+地方交付税+臨時財政対策債+地方譲与税等		5, 324	5, 296
その他	財政調整のための基金	74	42
	行政改革推進債	53	53
	退職手当債	19	18
	その他（宝くじ収入等）	50	51
	計	5, 520	5, 460

仮試算の「一般財源」に関する項目であり、R元年度の現時点での見込みに仮試算の伸び率を加味して試算

現時点での残高 52—緊急対応分 10

(2) 令和2年度当初予算要求基準

(単位：億円)

	R元当初予算 (6月補正後)	R2要求基準
義務的・その他の経費	人件費	1, 848 所要額
	公債費	1, 114 所要額
	社会保障関係経費	986 所要額
	税収関連交付金等	1, 031 所要額
	繰出金等	119 所要額
	庁舎管理経費等	155 前年同額程度以内
裁量的な政策経費	個別検討項目	100 所要額
	一般経費	27 要求上限額（シーリング）の範囲内で要求
	一般経費の要求上限額 I : (R元一般経費 I 予算額 + R元特枠継続分) × 80% *20%相当は特定政策課題枠の財源として全庁的に活用 II : R元一般経費 II 予算額 × 100%	
	特定政策課題枠	3 所要額
	公共事業	72 要求上限額（シーリング）の範囲内で要求
	公共事業の要求上限額 : R元予算額 × 100%	
	県民参加型予算	— 別に定める
	大規模臨時の経費	65 所要額
	計	5, 520 5, 460 + α

所要額で要求できる事業も含め、全ての事業において、必要性・緊要性等を十分検証し、厳しく精査を実施

実質的に前年度
100%のシーリング

- 繰出金等とは、特別会計、企業会計等への繰出金等
- 一般経費 I とは、主に毎年実施する啓発事業などソフト事業を行うための経費で、裁量的な政策経費のうち、どこの区分にも属さないもの。
- 一般経費 II とは、高額備品の年間リース料、船舶の定期検査など経常的かつ大規模な経費
- 個別検討項目とは、私学振興補助金、商工会議所等への人件費支援、高等学校運営費等
- 大規模臨時の経費とは、施設の改築・大規模改修、システム開発など臨時的かつ大規模な経費

令和2年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

総務省資料

【通常収支分】

(単位:兆円)

区分	元年度	2年度			仮試算の考え方
		増減	増減率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	20.3	20.4	0.1	0.4	R1給与改定所要額(人事院勧告(令和元年8月7日))の 増
一般行政経費	38.4	40.2	1.7	4.5	社会保障費の増(自然増及び充実分・人づくり革命分の 増)
補助	21.5	22.9	1.4	6.6	
単独	14.2	14.5	0.3	2.0	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	3.1	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0	
投資的経費	13.0	13.0	0.0	0.0	R1年度同額
直轄・補助	6.9	6.9	0.0	0.0	
単独	6.1	6.1	0.0	0.0	
公債費	11.9	11.7	△0.2	△1.4	
その他	5.9	6.3	0.3	5.6	注)2参照
計	89.6	91.6	2.0	2.2	
うち一般歳出計	74.1	76.0	1.9	2.5	
(歳入)					
地方税等	42.9	43.6	0.8	1.8	「中長期の経済財政に関する試算」(令和元年7月31日 内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地方税	40.2	41.0	0.8	2.1	
地方譲与税	2.7	2.6	△0.1	△2.4	
地方特例交付金	0.4	0.2	△0.2	△54.4	「令和2年度 地方交付税・地方特例交付金概算 要求の概要」参照
地方交付税	16.2	16.8	0.6	4.0	
国庫支出金	14.7	15.4	0.7	4.9	社会保障費の増
地方債	9.4	9.5	0.1	1.1	
うち臨時財政対策債	3.3	3.4	0.1	3.2	
その他	6.0	5.9	△0.0	△0.2	
計	89.6	91.6	2.0	2.2	
うち「一般財源」	62.7	64.0	1.3	2.0	注)3参照
うち(水準超経費除き)「一般財源」	60.7	61.7	1.0	1.7	(交付団体ベース)

注)1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和2年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。

2 「その他」のうち水準超経費については、地方法人課税における新たな偏在是正措置による影響を見込んでいない。また、偏在是正措置により生じる財源の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行い、その全額を地方のために活用する。

3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。

4 会計年度任用職員制度施行に伴い必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行う。

5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

6 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

令和2年度当初予算要求にあたっての基本的事項について

令和2年度当初予算の編成は、「令和2年度当初予算調製方針」に示した考え方に基づき、具体的には下記の事項に留意して見積書の作成を行うこと。

なお、現下の財政状況をふまえ、所要額で要求できる経費も含めて全ての事業の要求にあたっては、必要性・緊要性等の検証を一層徹底するとともに、市町や民間団体等との役割分担を十分に整理した上で、厳しく要求金額を精査し、特定財源の確保に努め、必要最小限の要求とすること。

記

第1 基本的事項

(予算の性格)

1 予算は、「年間総合予算」とする。

(予算要求基準)

2 限られた財源を的確に配分しメリハリのある予算を実現するとともに、一般経費や公共事業等の裁量的な政策経費については、前年度と同程度の水準の事業費を確保することを念頭に、予算要求基準については以下のとおりとする。

(1) 裁量的な政策経費については、以下の経費区分に応じて、それぞれ定める基準の範囲内で要求すること。

① 一般経費（非公共事業）については、以下の区分に応じて、それぞれ定める対前年度比率を乗じた額（一般財源ベース）の範囲内で要求すること。

- ・一般経費（非公共事業）Ⅰ

令和元年度当初予算（当初予算において判断を留保し、6月補正予算に計上した事業を含む。以下同じ。）の一般経費Ⅰと、特定政策課題枠のうち令和2年度においても継続的に実施する必要のある事業費 80% 20%相当分は、令和2年度特定政策課題枠の財源として全庁的に活用することにより、裁量的な政策経費については、前年度と同程度の水準の事業費を確保する。

- ・一般経費（非公共事業）Ⅱ

令和元年度当初予算の一般経費Ⅱ 100%

② 「令和2年度三重県経営方針（案）」における「重点取組の考え方」に基づく取組については、令和2年度特定政策課題枠として要求することができる。ただし、令和元年度と同様の項目については、令和元年度当初予算額から極力経費を抑えて要求すること。

③ 公共事業については、令和元年度当初予算（一般財源ベース）の100%以内で要求すること。

④ 大規模臨時的経費については、厳しく抑制していく必要があり、要求にあたっては、必要性・緊要性等の検証を徹底すること。その上で、必要性が一定認められるものでも緊要性が低いものについては、県民生活に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り次年度以降に先送りするものとし、緊要性が高く、かつ真に必要なものについてのみ、全体計画など後年度の負担を十分精査し、必要最小限の経費を適切に見積ること。また、単年度の負担に偏りがないよう、可能な限り事業費の年度間調整を図ること。

大規模臨時的経費として要求する全ての事業については、別紙に示す「大規模臨時的経費として要求する事業の分類区分」に掲げる区分を付すこと（予算調製過程における優先度判断の参考資料として活用）。

なお、経常的な支出にかかる事業（終期が明確でないもの）や、臨時的であっても小規模な事業については、大規模臨時的経費の対象とはしないので留意すること。

⑤ 個別検討項目（私学助成、商工会等助成、高等学校運営費）については、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。

⑥ 県民参加型予算については、別に定める実施要綱に基づき、予算要求できるものとする。

⑦ 「スマート自治体」に向けた新しい技術（A I、R P A等）を活用した事業については、（1）①とは別に予算要求できるものとする。

（2）公債費、社会保障関係経費、人件費、税収関連交付金等、繰出金等、庁舎管理経費等については、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。

なお、庁舎管理経費等については、別途、要求上限額を示すので、その範囲内で要求すること。

（3）県債残高の減少傾向を引き続き維持していくため、県債についても要求上限額を設定することとし、原則として、令和元年度6月補正後予算額（行政改革推進債を除く。）を下回る額で要求すること。

（4）令和元年度12月補正予算で事業の効率的な執行等（事業の休止を含む。）により節減を行った額については、（1）①又は③の要求上限額に上乗せして要求できるものとする。

(5) 消費税及び地方消費税の計算にあたっては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等にもとづき、税率の引き上げ（8%→10%）の平年度化を反映して要求すること。また、税率の引き上げの平年度化による増加分については、(1) ①の要求上限額に上乗せして要求できるものとする。

(事業成果等の明確化)

3 要求にあたっては、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」実施期間における事業の成果を十分に検証するとともに、終期を迎えた事業は原則廃止し、継続する場合には、多様化する県民ニーズに的確に対応しつつ、具体的にどのような成果や効果を狙っているのか明確にした上で、要求すること。

(主担当部局との調整)

4 要求にあたっては、あらかじめ各施策の要求内容をそれぞれの主担当部局へ報告し、必要な調整を行った上で、見積書を提出すること。

(事務事業の見直し等)

5 以下の事項について、特に留意して徹底した事務事業の見直し等に努めること。

(1) 事務事業の見直し

- ① 全ての事務事業について、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から点検し、徹底した事務事業の見直しを行うこと。中でも、「緊要性」が乏しい事業については、厳しく見直しを行うこと。
- ② 官と民、県と市町との役割分担の観点から十分検討した上で、県関与の必要性が薄れつつある事業については、一定期間の後、廃止すること。
- ③ 3年以上にわたり実施している事業のうち、成果をあげ、当初の目的を達成しているものや、活用実績が低調又はニーズが低いものについては、廃止、休止など思い切った見直しを行うこと。
- ④ 人件費を含めたフルコストで費用対効果を測ることを徹底した上で、費用対効果を十分発揮していると言い難いものについては、抜本的な見直しを行うこと。
- ⑤ 他の都道府県と比較し高額になっている経費や、事業規模の大きいものについては、現下の財政状況をふまえ、その規模や水準を厳しく精査すること。
- ⑥ 終期が設定されていない事業については、法令義務等のものを除き、上記①から⑤までの視点による見直しを検討した上で、当面継続とする場合でも、終期（原則3年）を必ず設定すること。

- ⑦ なお、事務事業の見直しにより、市町等に影響のある事業の廃止・見直し（補助金の削減を含む）を行う場合には、時機を逸することなく市町をはじめ関係者に対して丁寧な説明と十分な協議、調整を行うこと。

（2）新規事業の要求

新規事業の要求にあたっては、事業の必要性や効果、発生するコストや業務量等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにするとともに、行政が担う領域かどうか、さらに、県と市町の役割分担をふまえ、県が担う領域かどうかを明確にすること。その上で、真に必要と判断されるものについては、必要最小限の業務量・経費とするとともに、必ず終期設定（原則3年間）を行うこと。

なお、一義的には市町や民間が担うべき分野について、広域自治体である県が先導的・過渡的なものへの初期的対応として関与するとしたとしても、本来担うべき主体が相応の負担をすることが原則であり、県が必要以上の負担をすることは厳に慎むこと。

（3）公債費・投資的経費の抑制等

- ① 投資的経費については、事業の緊要性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の重点化を図りつつ、当面はその総額を抑制すること。
- ② 県有施設（ハコ物）については、着手済みのものを除き、原則として新たなものの（建替を含む）の着手を当面見合わせること。
ただし、老朽化している既存の施設において、県民の生命・身体にかかるわるなど極めて緊急度の高い場合については、予算要求できるものとする。
- ③ 公債費負担の抑制を図るため、新規発行の県債については、適切な範囲において、より長い償還期間とするとともに、借換債については、当面、その償還期間を可能な限り延長すること。
- ④ 公共事業については、取引の実勢をふまえた適正な労務単価や資材単価を考慮しつつ、コストとともに品質を重視した総合的なコスト構造改善に取り組み、効率的・効果的な事業実施を図ること。

（4）県単独補助金の見直し

県単独補助（負担）金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行うこととし、現下の財政状況もふまえ、思い切った廃止や休止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。

- ① 既存の補助金については、経過措置等の激変緩和も考慮した上で、次の基準に該当するものについて見直しを行うこと。
- ・高率補助金（補助率が2分の1を超えるもの）
 - ・零細補助金（個々の市町への交付額が1,000千円未満のもの）
 - ・国庫補助事業に対する県単独上乗せ補助金
 - ・市町に対する交付税措置のある経費への補助金
 - ・県の補助額以上の繰越額、剩余金のある団体への補助金
 - ・制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業（実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む。）
 - ・予算額に対して補助実績が低いもの
 - ・終期のない補助金
 - ・事業規模の大きい県単独補助金
 - ・市町や団体に対する県単独補助金の中で、市町村や団体向けの国の直接補助と補助対象が重なり得るもの
- ② 新規の補助金の創設にあたっては、県関与の必要性、緊要性、ニーズ、得られる効果等を十分検討した上で、真に必要と判断されるものについては、上記①の見直しと整合性を保つとともに、当分の間、原則として全体の補助対象経費に対する県の補助率を3分の1以内とし、必ず終期設定（原則3年間）を行うこと。
- 加えて、定量目標を定め、より効果的・具体的な評価を実施すること。

（5）社会保障関係経費の見直し

県単独の助成など裁量の余地のあるものについては、セーフティ・ネットの確保の観点に留意しつつ、県全体の県単独補助金の見直しと歩調を合わせた見直しを行うこと。

また、医療費の抑制に向け、ジェネリック医薬品の使用促進や、重複・頻回受診の抑制に向けた取組の推進、予防・健康増進の取組の促進を積極的に行うこと。

（6）総人件費の抑制

徹底した業務の廃止・見直し等を行いながら職員数の削減に取り組み、組織のスリム化を図るとともに、働き方を見直すことにより、時間外勤務の削減につなげつつ、さらに、社会経済情勢の変化や国・他府県との均衡などをふまえた人事・給与制度等の見直しによる総人件費の抑制を行うこと。

（7）県有施設の管理運営

県有施設については、廃止や統合を含めた施設のあり方と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しを行うこと。あわせて施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保に取り組むこと。

具体的には、県関与の必要性や施設の更なる有効活用、管理運営方法の見直しの視点に基づいて検討すること。

(8) 民間活力の導入

「民間活力の導入に関するガイドライン」に基づき、多様なPPP／PFI手法（PFI、指定管理者制度、外部委託等の民間活力）の導入を推進することにより、県民サービスの向上、行政の簡素・合理化を積極的に図ること。

なお、継続して外部委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

(9) 受益者負担の適正化

負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄うべきサービスかについて十分検討の上、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(10) 監査結果及び意見等への的確な対応

監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等をふまえ、的確に対応すること。

(国所管法人等への支出について)

6. 国の所管法人等に対する支出については、これまでも必要な見直しを行い、金額に見合った便益があると判断したものについて予算措置をしてきたところであるが、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

(新規事業に取り組む際のリスク対応)

7. 新規事業については、「三重県危機管理実施要領」の「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」等を参考に、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。

(事業に伴う市町負担について)

8. 市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては、事前に地域連携部市町行財政課の意見を十分聴き取っておくとともに、関係市町と十分、連携・調整の上、予算要求すること。

(国の予算等への対応)

9. 予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改革の動向について的確に把握するとともに、各省庁に対し、提言・要望を積極的に行うこと。

(後年度負担等の把握)

10 計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む。）にあっては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めた上、要求すること。

(組織機構・定数調整方針との調整)

11 「令和2年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意の上、予算要求を行うこと。

なお、予算編成と組織定数調整作業を連動させていくこととしており、留意すること。

(公社等の財政援助団体に対する指導の徹底)

12 県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく対象団体については、団体のあり方や県の関与について見直しを行うとともに、団体への補助金等の予算要求にあたっては、事業の検討を行い、5（4）の県単独補助金の見直しの考え方沿って、その必要性の有無からゼロベースで見直しを行うこと。

第2 一般会計

1 歳入に関する事項

（1）県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向、徴収率向上の取組等を勘案の上、的確な判断により見積ること。

（2）国庫支出金については、国の予算編成の動向をふまえるとともに、後年度の財源手当にも留意しながら、積極的な活用に努めること。また、国庫支出金の金額については、補助対象事業を精査の上、適正に見積ること。

なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。

- (3) 使用料及び手数料については、3年以上見直していないものや大規模修繕を行うなど所要経費が大きく変動したものについては、見直しの要否を検討すること。
(見直しの視点)
 - ・光熱水費や人件費等の所要経費が積算に算入されているか
 - ・他の都道府県の単価や近隣施設の利用料金等と比較して適正か
 - ・所要経費から算出された単価と使用料、手数料単価との間に差がある場合の理由（受益者の応分負担や利用者の見込み等）は適當か　など
- (4) 財産収入については、未利用財産等の積極的な売り払いや貸付けを行うこと。
- (5) 見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図ること。なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。
- (6) 新たな収入源を開拓するために、印刷物の有料化や広告収入の確保（ネーミングライツ、ホームページや印刷物への広告掲載、施設や公用車への広告掲載等）、空きスペースの貸付などを積極的に検討すること。特に、ネーミングライツや広告掲載、自動販売機の設置については、対象とする施設・箇所の拡大に努めること。
また、ふるさと応援寄附金に加えて、民間や財団が提供している助成金や、企業版ふるさと納税制度、クラウドファンディングの積極的な活用など、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。
- (7) 特定目的基金のうち、活用が積極的に行われていないものについては、早急に活用の方針を検討した上で、今後の活用の見込みが立たないものは処分すること。
また、特別会計のうち、繰越金の活用が十分でないものについては、国等と調整の上、資金収支に影響のない範囲で、一般会計への繰り入れを行うこと。

2 歳出に関する事項

- (1) 普通建設事業については、
① 公共事業等の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効果、優先度、事業進度を十分配慮の上、対処すること。
- ② 県単事業（補助金を含む。）については、公共事業等他事業との関連を考慮し、投資効果、緊要性を厳しく選択し、地域活性化の積極的支援など政策的効果の発揮に重点を置くこと。

- (2) 出資金、貸付金については、その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。
特に、収入未済額の多い貸付金については、民間資金が低金利状況であることふまえて、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。
なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。
- (3) 情報通信基盤と情報セキュリティに関する予算については、業務見直しと費用対効果の検証を十分に行った上で、行政運営の効率化・行政サービスの向上を確実に見込めるもののみ要求すること。
また、更新時期を迎えた既存のシステムについては、更新ありきではなく、費用対効果の観点から、そもそもの必要性や、市販の汎用ソフトによる代用の可否を含め、ゼロベースで検討すること。
なお、システム化や運用にあたっては、平成30年度に改定された「情報セキュリティポリシー」に則り、情報セキュリティに万全を期すこと。
- (4) 事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。
さらに、受託する場合は、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な受託額を確保すること。
- (5) 老朽化している船舶や大型車両等の動産は、維持管理費が少くないことから、その保有台数のあり方や効率的な維持管理の手法について、十分な検討を行うこと。
- (6) 高額物品については、「みえ物品利活用方針」に基づき、既存物品の有効活用を十分図ることとし、物品の更新を必要とする場合であっても、機能の簡素化や規模の縮小ができないのかも含めて厳しく見直した上で、リースやレンタル、スポット使用等の手法も検討し、必要最小限のものとすること。なお、予算要求に際しては、出納局に提出した「物品購入利活用書」を予算見積書に添付すること。
- (7) 債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるので、新規に設定する場合には、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

第3 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第2一般会計」の考え方を準じて見積ること。

第4 企業会計

企業会計についても、上記の「第2一般会計」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

第5 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討の上、記入すること。
- 2 各事業の要求にあたっては、オールインワンシステムによる事業マネジメントシート（事務事業）を添付すること。
- 3 新営改築改修費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕課の技術的意見を聴取して見積ること。
- 4 情報システム関連予算については、「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、情報システム審査委員会による審査を必ず受けること。詳細については、別途、三重県情報システム審査委員会からの通知「情報システム関連に係る令和2年度当初予算の予算要求前審査の実施について」を参照のこと。
- 5 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」及び「みえ・グリーン購入基本方針」をふまえ、環境への配慮に努めること。
- 6 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「みえ公共建築物等木材利用方針」をふまえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。
- 7 物品及び役務の調達にあたっては、「三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針」に基づき、多様な分野での調達の可能性を検討するなど、障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業及び社会的事業所への優先発注の更なる拡大に努めること。
- 8 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとすること。

別 紙

大規模臨時的経費として要求する事業の分類区分

I 義務的度合が高いもの

- ア 法令で義務づけられた経費、及び債務負担行為が設定済みかつ契約済みの経費
※ 法令で義務づけられた経費に関連する経費のうち必須でない経費、及び債務負担行為が設定済みであるが契約済みでない経費は、本区分としないこと。
- イ ア以外で、県有施設の老朽化等に伴う大規模改修・修繕工事にかかる経費
※ 県民の生命・身体にかかわるものなど、極めて緊急度の高いものに限る。

II I より義務的度合は低いが、客観的な基準により真にやむを得ないと判断できるもの

- ア 情報システムにかかる保守期限の到来等に伴う改修経費
※ O Sのサポート切れに伴う改修や、機器の故障の頻発等、次年度以降に先送りすることが物理的に不可能であるなど、緊急度の高いものに限ることとし、システムとしては廃止して、市販の汎用ソフトの活用や手作業などの代替手段の可能性を十分検討した上で、やむを得ないものと認められるもの
- イ 第76回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会にかかる必要最小限の経費

III その他の事業

- ア 繼続事業
- イ 新規事業

県民参加型予算「みんなでつくるか みえの予算」実施要綱

1 実施目的

県民の皆さんのお手本的な発想や身近な問題意識を事業の構築に取り入れ、事業の質の向上や限られた資源の有効活用を図るとともに、予算の使い道について県民の皆さんの理解、共感及び納得性を高めながら県政に参画していただくことを目的とし、「みんなでつくるか みえの予算」（略称：みんつく予算）を実施する。

2 対象事業

(1) 対象事業の要件

別途定める募集テーマ（以下「テーマ」という。）に該当する事業で、想定事業費が概ね1,000万円以内であるもの。

(2) 対象事業から除外するもの

次のアからコまでのいずれかに該当すると認められるものは、対象事業から除外する。

- ア テーマに該当しないもの
- イ 概ね1,000万円以内の事業費で事業実施が不可能なもの
- ウ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- オ 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの
- カ 公序良俗に反するもの
- キ 既存事業又は過去に実施した事業と同一の内容であると認められるもの
- ク 事業実施が不可能なもの
- ケ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- コ その他、三重県が実施する事業としてふさわしくないもの

3 提案者

(1) 提案者の要件

年齢・居住地を問わず、どなたでも応募可能とする。また、単独でも複数名のグループでも提案者となることができる。

(2) 提案者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、提案者となることはできない。

- ア 三重県職員
- イ 三重県議会議員
- ウ 法人
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

4 提案方法

提案者は、別紙応募様式に必要事項を記入の上、三重県電子申請・届出システム、メール又は郵送により総務部財政課に送付する。

5 選定方法等

(1) 事業提案の選定

事業提案の受付終了後、所管部局において提案の内容を審査し、各テーマにつき選定候補案（1案）を選定した上で事業を構築する。

なお、事業内容は提案の内容や趣旨を尊重しつつ、必要に応じて所管部局において修正・変更を行う場合がある。

(2) 事業提案の審査の視点

提案内容の審査は次のアからエまでの視点で実施する。

ア 手段の有効性

- ・課題に対する解決策としてふさわしいものであるか

イ 事業の効果

- ・提案事業を行うことで、県民に対して大きな効果が見込まれるか

- ・県内に広域的に効果が波及するものであるか

ウ 手段の効率性

- ・事業規模、水準、手法は適切なものとなっているか

- ・想定される業務量が過大ではないか

エ 緊要性

- ・令和2年度に直ちに事業に取り組む必要があるか

(3) 事業の選定

「選定候補案」に基づき所管部局において構築した事業に対し、県民の皆さんによる投票と意見募集を実施し、知事が事業を選定する。

なお、事業の選定は、次のとおり2段階で行うものとする。

① 別途定める予算総額（以下「予算総額」という。）の半額程度に達するまで得票数の上位事業を選定

② 得票数に加え、県民の皆さんからいただいたご意見もふまえ、予算総額の範囲内で事業を選定

6 投票

(1) 投票者の要件

投票を行う時点において、満18歳以上であり三重県内に住所を有する者。

(2) 投票者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、投票者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

(3) 投票方法

投票は、三重県電子申請・届出システム、メール又は郵送により行うものとする。

(4) 投票回数

投票回数は1人あたり1回とし、3事業まで投票することができる。また、投票者は、投票する事業に対し意見を付すことができる。

7 結果の公表

実施する事業は、予算の発表時に知事が公表する。なお、提案内容の採択結果や評価などに対する個別の回答は行わない。

8 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る権利は、全て三重県に帰属するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。